

# ガス関連制度の見直し等について

## 【審議】

2026年3月9日

経済産業省産業保安・安全グループ

ガス安全室

# 目次

- 1. ガス主任技術者試験手数料見直し**
- 2. 水電解装置に係るガス工作物技術基準解釈例の整備**
- 3. ガス消費機器設置工事監督者資格証プラスチックカード化**

# 目次

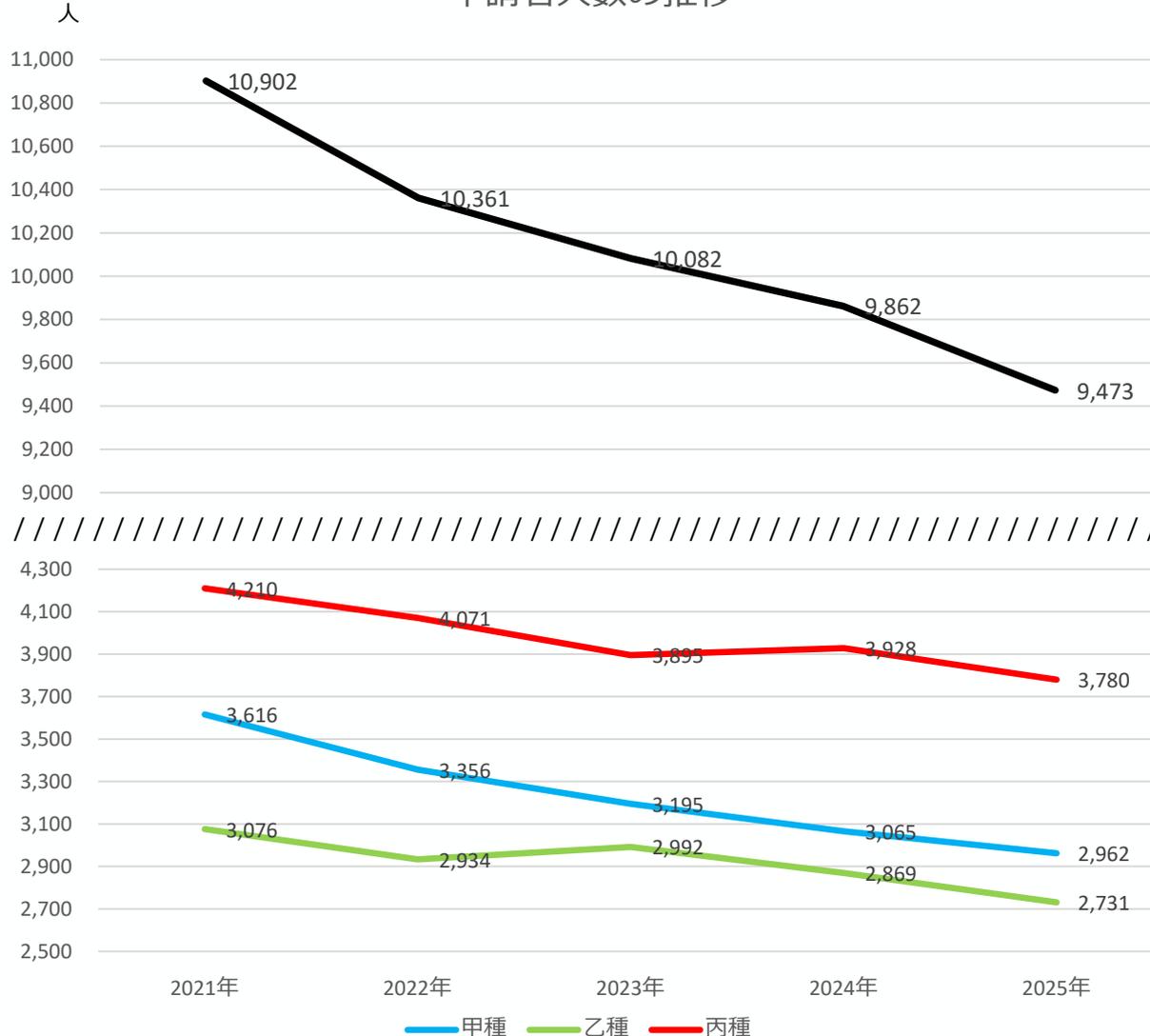
- 1. ガス主任技術者試験手数料見直し**
2. 水電解装置に係るガス工作物技術基準解釈例の整備
3. ガス消費機器設置工事監督者資格証プラスチックカード化

# 1. 手数料見直しの概要

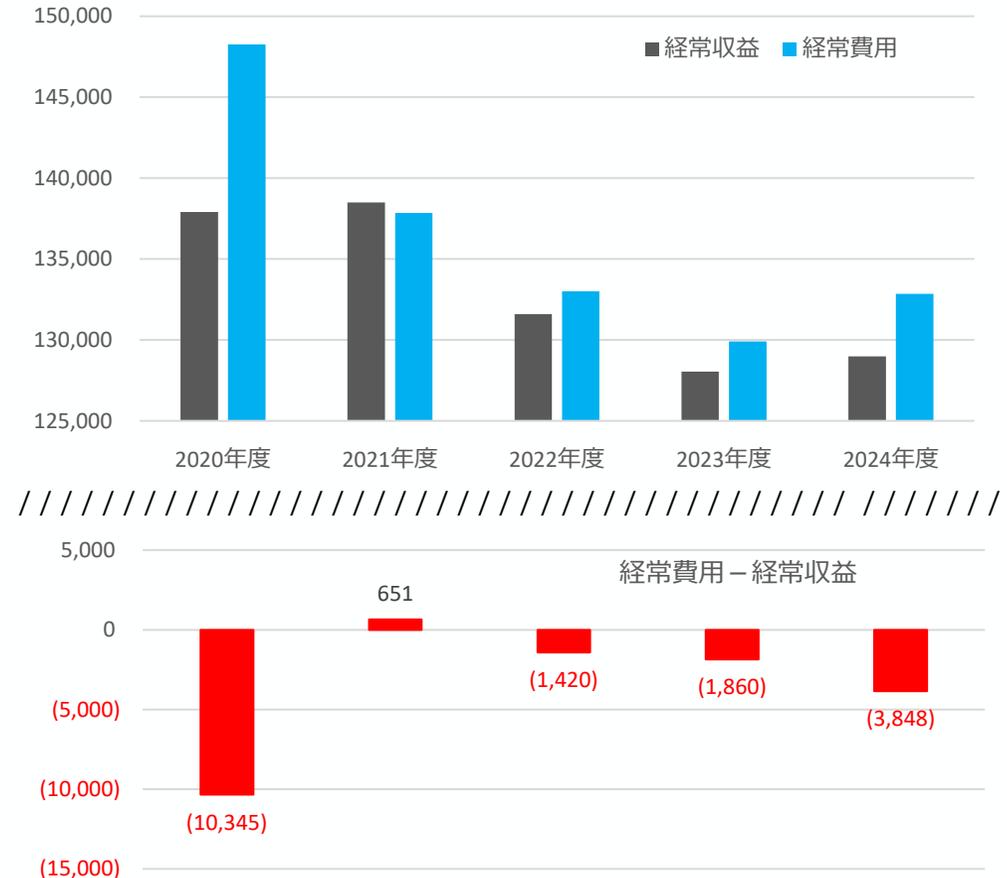
- ガス事業法に基づき、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関して必要な知識及び技能について、**ガス主任技術者試験**（以下「試験」という）が行われており、試験に合格することによりガス主任技術者免状の交付を受けることができる。
- **試験を受けようとする者が納めるべき手数料**は、経済産業大臣が実施する試験については**ガス事業法関係手数料令**（以下「手数料令」）に定められている。
- 経済産業大臣はガス事業法に基づき、試験の実施に関する事務を経済産業大臣が指定する試験機関（以下「指定試験機関」）に権限を委譲しており、指定試験機関\*が試験を実施している。
- 試験を受けようとする者が平成16年の手数料額引下げ以降、実質的に手数料額の見直しが行われておらず、①**受験者数減少に伴う1人あたりの作問費用等の試験実施に不可欠な固定費の増加**、②**物価上昇に伴う会場借用費の高騰によって会場確保が困難になっていることへの対応**、③**近年の自然災害等の多発化・激甚化に伴い整備した再試験にかかる費用**についても検討する必要が生じていること等により、試験実施に要する実費が増加し、現行の手数料との乖離が生じたため、今般試験手数料の見直しを行うもの。
- **令和9年度試験から改定手数料を適用する予定**

# 【参考】ガス主任技術者試験業務にかかる費用等について

申請者人数の推移



千円 ガス主任技術者試験業務費用の推移



2020年基準消費者物価指数

2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
-2.0%	2.5%	3.2%	2.7%	3.2%

出典：総務省「2020年基準消費者物価指数」<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/pdf/zenkoku.pdf>

# 【参考】ガス事業法・ガス事業法関係手数料令

## ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（ガス主任技術者試験）

第二十九条 ガス主任技術者試験は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関して必要な知識及び技能について行う。

- 2 ガス主任技術者試験は、毎年一回ガス主任技術者免状の種類ごとに、経済産業大臣が行う。
- 3 経済産業大臣は、その指定する者に、ガス主任技術者試験の実施に関する事務を行わせることができる。
- 4 ガス主任技術者試験の試験科目、受験手続その他ガス主任技術者試験の実施細目は、経済産業省令で定める。

## ガス事業法関係手数料令（昭和四十五年政令第三百一号）

- 1 ガス事業法（以下「法」という。）第百六十四条第一項第一号から第五号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。ただし、同表六の項上欄に掲げる者について、法第三十四条の五第二項（法第七十一条の三、第八十四条の三及び第百四条の三において準用する場合を含む。）において準用する法第三十四条の三各号に該当するかどうかの審査に際し追加の調査が必要となつた場合において、当該調査に関して同表六の項下欄に定める金額を超える特別の費用を要したときは、当該金額に当該調査に要した実費の範囲内で経済産業大臣が定める額を加えた額とする。

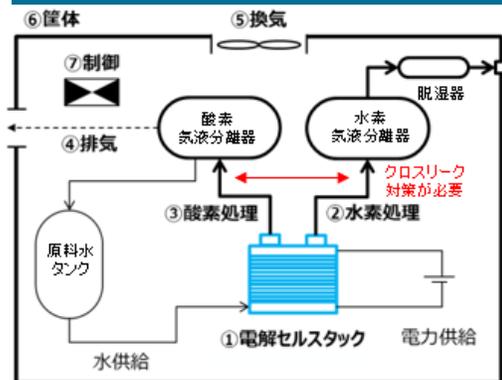
納付しなければならない者	金額
一 ガス主任技術者試験を受けようとする者	12,700円

# 目次

1. ガス主任技術者試験手数料見直し
- 2. 水電解装置に係るガス工作物技術基準解釈例の整備**
3. ガス消費機器設置工事監督者資格証プラスチックカード化

## 2. 水電解装置に係るガス工作物技術基準解釈例の整備

- 2050年のカーボンニュートラルにおける水素社会の実現に向けて、今後、水素利活用に係るガス事業の計画が見込まれるところ、水電解装置の更なる普及を見越して、ガス事業法の技術基準における水電解装置の位置づけや、事業者が満たすべき技術的内容を明確化するため、水電解装置の保安確保に必要な規定を整備する必要がある。
- 水電解装置は、水を電気分解させてガス体の水素及び酸素を製造する設備であることから、ガス事業法におけるガス工作物の「ガス発生設備」に該当し、水電解装置に求められる安全確保のために必要な性能は、「ガス工作物の技術上の基準を定める省令」において規定済み。
- 水電解装置の電解セルスタック（※1）は、クロスリーク（※2）によって水素と酸素の混合ガスが発生するリスクが存在するところ、高圧ガス保安協会において、国際規格等を参考として、クロスリークに対する安全対策等を含めた水電解装置に係る国内規格（KHKS）（※3）が策定されており、これを参考に必要な規定を設けることとしてはどうか。



水電解装置のシステム構成イメージ

### ※1 電解セルスタック

水を電気分解して水素と酸素を生じさせるセル（板状の部材）を複数積層させたもの

### ※2 クロスリーク

電解セルスタック内で発生した水素と酸素の一部が内部を透過し混合する現象

### ※3 KHKSの概要

➤ 水電解装置に関する基準（KHKS 0871-1）

水電解装置を構成する圧力機器の構造及びガスによる火災・爆発の防止に関する最低限の要求について規定

➤ 水電解装置の電解セルスタックに関する基準（KHKS 0871-2）

電解セルスタックの圧力機器としての材料、設計、試験及び検査について規定

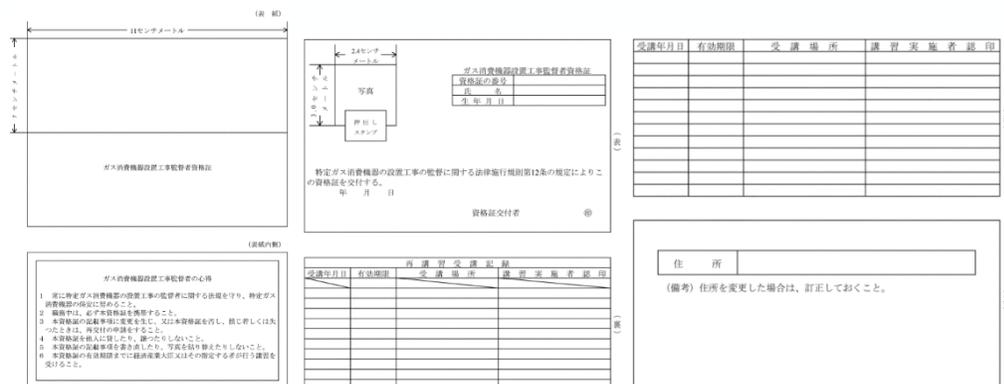
# 目次

1. ガス主任技術者試験手数料見直し
2. 水電解装置に係るガス工作物技術基準解釈例の整備
3. **ガス消費機器設置工事監督者資格証プラスチックカード化**

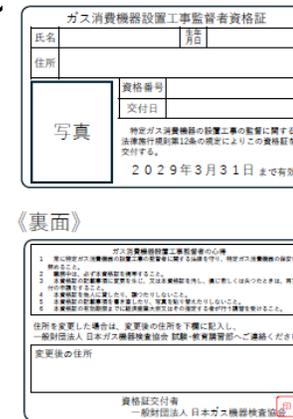
# 3. 資格証のプラスチックカード化

- 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づき「ガス消費機器設置工事監督者資格証」は携帯することが義務付けられているが、紙では強度不足で実用に耐えないとの問題が業界から指摘されている。そのため、現在の紙による手帳型からプラスチックカード化に向けて検討を進める。
- プラスチックカードの様式については今後関係者との調整を行う。
- **令和8年度中に様式の改正を行い、プラスチックカード発行に必要な設備等の準備が整い次第、紙からプラスチックカードによる資格証交付への移行を目指す。**
- 現在発行している手帳型資格証については引き続き有効。紛失・破損による再交付、記載事項変更（書き換え）、新規取得及び3年に一度の更新時にプラスチックカードに切り替える。

現行様式



参考イメージ 《表面》



- ガス消費機器設置工事監督者の心得
- 1 常に特定ガス消費機器の設置工事の監督者に関する法律を守り、特定ガス消費機器の保安に努めること。
  - 2 特定工事に係る職務中は、必ず本資格証を携帯すること。
  - 3 本資格証の記載事項に変更を生じ、又は本資格証を汚し、損じ若しくは失つたときは、**法規制を鑑みて再交付の申請**をすること。
  - 4 本資格証を他人に貸したり、譲つたりしないこと。
  - 5 本資格証を**改造(改ざん?)**しないこと。
  - 6 本資格証の有効期限までに経済産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けること。

# 【参考】他分野の国家資格免状/資格証の現状

免状/資格証名称	カード化 時期	根拠法令	交付者	更新期限	サイズ (mm)
危険物取扱者免状	H12(2000)	消防法	都道府県知事	10年	54 x 85
消防設備士免状	H12(2000)	消防法	都道府県知事	10年	54 x 85
電気工事士免状	R4(2022)	電気工事士法	都道府県知事	無し	54 x 85.6
特定電気工事資格者認定証	R5(2023)	電気工事士法	経済産業大臣	無し	54 x 85.6
認定電気工事従事者認定証	R5(2023)	電気工事士法	経済産業大臣	無し	54 x 85.6
無線従事者免許証	H22(2010)	電波法	総務大臣/総合通信局長	無し	54 x 85
電気通信主任技術者資格証	H22(2010)	電気通信事業法	総務大臣	無し	54 x 85
工事担当者資格証	H22(2010)	電気通信事業法	総務大臣	無し	54 x 85
労働安全衛生法による免許証	H20(2008)	労働安全衛生法	都道府県労働局長	無し	54 x 85.6

参考：運転免許証のサイズは54 x 85.6 (mm)